

令和6年12月20日

総社市議会 議長 村木 理英 様

提出者 総社市議会議員 溝手 宣良

総社市議会議員 山名 正晃

「議案第77号 総社市事務分掌条例の一部改正について」
の修正案提出について

地方自治法第115条の3及び総社市議会会議規則第17条の規定により、上記の修正案を次のとおり提出いたします。

「議案第77号 総社市事務分掌条例の一部改正について」の修正案

総社市事務分掌条例の一部改正案の一部を次のように修正する。

本則中新旧対象表の改正後の欄中「あたたか市民部」を「市民生活部」に、改正前の欄中「市民生活部」を「市民生活部」に改める。

附則第2項及び第3項を削り、附則第4項を附則第2項とする。